

# 山梨県公報

第千五百九十四号

平成十七年

八月十一日

木曜日

## 目次

道路の供用開始(二件)……………五八九

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………五八九

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五九〇

砂利採取業務主任者試験の実施……………五九〇

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………五九一

落札者等の決定について……………五九三

## 告示

### 山梨県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年九月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市須玉町大字若神子字片瀬 二七三二番の一地先から 北杜市須玉町大字若神子字片瀬 二六六九番の一地先まで	一三七・七	平成十七年 八月十一日

### 山梨県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年九月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山中湖忍野 富士吉田線	富士吉田市大字大明見字白久保 二九一〇番の一地先から 南都留郡忍野村大字忍草字平山 二四二七番の二〇地先まで	七二〇・〇	平成十七年 八月十一日

### 山梨県告示第四百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町窪中島字新開町二二三番四
- 二 道路の幅員  
五・〇五メートル
- 三 道路の延長  
三四・〇二メートル

### 山梨県告示第四百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町唐柏字河原九一三番四
- 二 道路の幅員  
四・〇メートル
- 三 道路の延長  
三三・六五メートル

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 八ヶ岳北杜グラウンデフットボールクラブ
  - 2 代表者の氏名 田畑雅宏
  - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡小淵沢町上笹尾三三三番地の一五五五
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は北杜市および周辺地域の住民に対してフットボールを通じてスポーツ活動に関する事業を行い、子供、青少年の健全育成および社会人一般の健康の維持増進を図りフットボール文化の振興を図ることを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年七月三十日から同年九月二十九日まで

● 砂利採取業務主任者試験の実施  
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十七年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

- 二 試験場所  
甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ
- 三 受験資格  
年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目  
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 砂利の採取に関する法令
  - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成十七年十月二十四日（月）から同年十一月二日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月二日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 一三三 一六

四二)に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社丸八芦沢組
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川大門町山家五千百六十三番地
  - 3 代表者の氏名 芦澤寿元
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第八七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 南都開発有限公司
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町身延三千九百八番地
  - 3 代表者の氏名 日吉規之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第一六五四号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社山梨日立
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町七百五十三番地
  - 3 代表者の氏名 小栗正裕
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第二一六〇号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 米山工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町四日市場二千三百一番地
  - 3 代表者の氏名 米山敏行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二五六八号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月十七日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社丸二電気
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市下谷二丁目一番八号
  - 3 代表者の氏名 相原志げ子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一二)第二六二二号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社宮崎造園
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部二丁目十三番十二号
  - 3 代表者の氏名 宮崎輝雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一二)第三六四八号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 遠藤工務所

- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山九千八百八十一番地一
- 3 代表者の氏名 遠藤弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一二)第四〇四六号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社ちの工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西百九十番地十
  - 3 代表者の氏名 千野聖治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一五)第七一一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年七月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 オプトホーム株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条百一番地一
  - 3 代表者の氏名 小池温子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一六)第八七九二号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量  
山梨県立盲学校・甲府養護学校寄宿舎厨房機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十七年六月九日
- 四 落札者の氏名及び住所  
北沢産業株式会社甲府支店 甲府市国母四丁目四番十八号
- 五 落札金額  
二千九百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十七年四月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番